

(改訂前)	(改訂後)
<p>信用リスクに関する検査について</p> <p>早期是正措置制度の下においては、その基準となるソルベンシー・マージン比率は主として正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。</p> <p>したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。</p> <p>自己査定に関する検査について</p> <p>(略)</p> <p>自己査定結果の正確性の検証</p> <p>(略)</p> <p>2. 抽出基準</p> <p>抽出基準については、被検査保険会社の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査保険会社の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が2,000万円又は被検査保険会社の資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることもできるものとする。</p> <p>なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>信用リスクに関する検査について</p> <p>早期是正措置制度の下においては、その基準となるソルベンシー・マージン比率は主として正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。</p> <p>したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。</p> <p>自己査定に関する検査について</p> <p>(略)</p> <p>自己査定結果の正確性の検証</p> <p>(略)</p> <p>2. 抽出基準</p> <p>抽出基準については、被検査保険会社の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査保険会社の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が5,000万円又は被検査保険会社の資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることもできるものとする。</p> <p>なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。</p> <p>(略)</p>

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
債権の分類基準	<p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金</u>については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事業者向けの小口定型ローン等の貸出金</u>については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)

項目	(現行)			(改訂案)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他の有価証券)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株式	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。		株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。	
	イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。		イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。	
	ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額	デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。		ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額	デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。 また、デット・エクイティ・スワップにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、	



